令和５年４月４日

令和５年度新型コロナウィルスの感染症対策マニュアル

志布志市立有明小学校

新型コロナウイルス感染症については，今なお警戒が必要な状況であります。こうした中でも，持続的に児童の教育を受ける権利を保障していくため，学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で，学校運営を継続していく必要があります。そこで，文部科学省が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.4.1 Ver.9)」をもとに引き続き感染予防対策を講じ，安心安全な学校運営を目指していきます。

Ⅰ　学校における新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方

これまでの新型コロナウイルス感染症に関する現状を踏まえると，学校においては，感染リスクの高い活動に注意しつつ，時々の地域の感染状況に応じた感染症対策を徹底し，学校教育活動を継続していくことが重要である。具体的に，下記のとおり４点を挙げる。

１　「３つの密（密閉・密集・密接)」を避ける。

２　「人と人との距離の確保」,「手洗いなどの手指衛生」,「換気」など基本的な感染対策を継続する。

３　地域の感染状況を踏まえ，学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り，授業や各種行事等の教育活動を継続し，子供の健やかな学びを保障していく。

４　発熱や発熱を伴う風邪等の症状がある場合,該当児童や職員は自宅での休養をお願いする。

Ⅱ　コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

１　マスク着用の考え方

児童及び教職員については，学校教育活動に当たって，マスクの着用を求めないことを基本とする。

ただし，マスクの着用が推奨される場面においては，児童及び教職員についても着用を推奨する。推奨する場面については，その都度，学習の機会毎に呼び掛け，常時ランドセルの中に準備をさせる。

なお，学校や教職員がマスクの着脱を強いることはないようにする。児童の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。

２　元気カードの提出と毎朝の検温及び手指消毒について

(1)　令和５年度からの元気カードの提出は必要ない。家庭で，健康チェックするよう呼び掛ける。

(2)　登校したら，顔認証温度計で体温チェックと手指消毒を行う。万一，顔認証温度計で高熱（37.3度以上）の場合は，職員へ申し出るように指導し，今後の対応を検討する。

３　学校行事の実施に当たっての留意事項

儀式的行事や体育的行事，文化的行事等の学校行事については，感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮，距離を確保した上で参加人数の制限を行わないが，会場の関係で，距離を確保することから，参加者の制限を行う場合もある。

Ⅲ　「出席停止」と「欠席」の基準

1　「出席停止」となる基準について

(1)　発熱や発熱を伴う風邪の症状がみられる場合

(2)　感染が不安で子どもを休ませたい保護者から申し出があった場合は，学校長が判断して登校しないこと（出席停止）を認めることができる。

※　但し，家族（同居者）に感染者（濃厚接触の可能性）が認められた場合や家族（同居者）に発熱や発熱に伴う風邪症状がある場合は，登校を控えなくてもよい。

2　「欠席」となる基準について

(1)　発熱を伴わない風邪症状や鼻炎（アレルギーも含む）や喘息等の場合

(2)　発熱を伴わない腹痛・倦怠感等の場合

※　その他，不明な場合は学校長が判断する。

3　新型コロナウィルスとインフルエンザの出席停止の基準と発熱等による早退の扱いについて

新型コロナウィルスとインフルエンザの感染等による出席停止の在り方について，国が定める感染症法の分類が新型コロナウイルス【２類相当】とインフルエンザ【５類】に位置付けられ，取扱にも差があるので，下記を参照する。但し,自宅待機の期間等については，あくまでも医師や保健所等の専門の方々の指示を優先する。

【出席停止の基準と改善点】

①　本人に新型コロナウイルスの感染が確認された場合 （みなし陽性も含む）	・　有症状患者は，発症日の翌日を１日目と数え，７日目までを療養期間とする。 ・　無症状患者は，検体採取日の翌日を１日目と数え，７日目までを療養期間とする。 ・　加えて，５日目の検査キット等による検査で陰性を確認した場合は６日目に解除を可能とする。
②　本人が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者として指定された場合	・ 特定された濃厚接触者の待機期間は，感染者との最終接触日を０日目とし，５日間とするとともに，２日目及び３日目の抗原定性検査キット等を用いた検査で陰性を確認した場合は，３日目に解除を可能とする。
③　家族が医師から新型コロナウイルスの濃厚接触者と指定された場合	・　登校を控えなくてもよい。
④　本人が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合	・　登校を控え，自宅で療養をする。
⑤　家族が発熱や発熱を伴う風邪症状の場合	・ 登校を控えなくてもよい。
⑥　新型コロナウイルスのワクチン接種の場合	・　出席停止扱いとする。
⑦　新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応の場合	・　接種日及び副反応の期間とする。
⑦　本人にインフルエンザの感染が確認された場合	・　発症日の翌日を１日目と数え，５日目を経過し，かつ，解熱した後２日を経過するまでとする。
⑧　家族がインフルエンザに感染した場合	・　登校しても構わない。但し，発熱の原因が，インフルエンザと判明するまでは自宅待機とし，出席停止扱いとする。

【早退の取扱と改善点】

①　本人が発熱等で早退になる場合	・　原則早退とする。
②　本人の兄弟姉妹が感染や発熱で早退になる場合	・　継続して在校させる。
③　新型コロナウイルスのワクチン接種の場合	・　出席停止扱いとし，原則，早退扱いにしない。 （遅刻の場合も同等扱いとする。）
④　新型コロナウイルスのワクチン接種の副反応による早退の場合	・　原則早退とする。 （遅刻の場合も同等扱いとする。）
⑤　インフルエンザのワクチン接種の場合	・　原則早退とする。 （遅刻の場合も同等扱いとする。）
⑥　インフルエンザのワクチン接種の副反応の場合	・　原則早退とする。 （遅刻の場合も同等扱いとする。）

4　「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策

【各教科等共通】

「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

「一斉に大きな声で話す活動」

・ 気候上可能な限り，２方向の窓を同時に開けて，常時換気を行うとともに，CO_2モニターを使用して換気の状況を計測すること

・ 十分な換気が確保できない場合には，サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること

・ 少人数のグループで実施するとともに，大声での会話は控えること

・ 近距離で向かい合っての発声は控えること

【理科】

「児童生徒がグループで行う実験や観察」

・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には，配置場所や使用順を工夫し，触れ合わない程度の距離を確保すること

【音楽】

「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

・ 体の中心から前方１ｍ程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し，原則，向かい合っての歌唱は控えること

【図画工作，美術，工芸】

「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には，配置場所や使用順を工夫し，触れ合わない程度の距離を確保すること

【家庭】

「児童生徒がグループで行う調理実習」

・ 共用または備え付けの器具・用具等を使用する際には，配置場所や使用順を工夫し，触れ合わない程度の距離を確保すること

・ 試食の際は，大声での会話は控える，座席を向かい合わせにしない，向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（１ｍ程度）を確保する等の措置を講じること

【体育，保健体育】

「組み合ったり接触したりする運動」

・ 見学や休憩時等には，触れ合わない程度の距離を確保し，大声での会話や発声は控えること

5　給食等の食事をとる場面

（1）　給食の配食を行う児童及び教職員は，下痢，発熱，腹痛，嘔吐等の症状の有無，衛生的な服装をしているか，手指は確実に洗浄したか等，給食当番活動が可能であるかを毎日点検し，適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

（2）　全児童の食事の前後の手洗いや手指消毒を徹底するとともに，会食に当たっては，飛沫を飛ばさないように注意する。具体的には，適切な換気を確保するとともに，大声での会話は控える，机を向かい合わせにしない，向かい合わせにする場合には対面の児童等の間に一定の距離（１ｍ程度）を確保する等の措置を講じることにより，「黙食」は必要ない。

（3）　給食後等に，学校で歯磨きや洗口を行う場合は，児童生徒等がお互いに距離を確保し，間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど，感染のリスクに配慮することが大切である。

6　教職員の出勤等について

（1）　教職員が罹患した場合は，病気休暇を取得させる。

（2）　教職員が発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は，特別休暇等を取得させる。

（3）　教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には，特別休暇を取得させる。

（4）　教職員の家族が濃厚接触者であっても，勤務を控える必要はない。

（5）　新型コロナウイルス感染拡大防止において，職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合は特別休暇の取得が可能である。

（6）　臨時休業その他の事情に伴い，子の世話を行う職員から特別休暇取得の申請があった場合に当該職員が勤務しないとことがやむを得ないと認められる場合に特別休暇を承認する。

（7）　市費職員については，市教委教育総務課とも事前に相談して対応する。